

平成30年3月26日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

発議者 議会運営委員長 福井 英昭

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり亀岡市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

### 議第3号議案

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

#### 亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、事情の変更があった場合はこの限りでない。

第65条中「会期中」を「議会期間中」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。